

第 8 回 伊 万 里 市 農 業 委 員 会 会 議

1. 日 時 令和元年8月2日(金)
 開会 午後3時00分
 閉会 午後3時40分

2. 場 所 大会議室

3. 出 席 12名

4. 欠 席 2名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	山口 友三郎	○	6	力武 正光	○	11	岸本 熊一	○
2	池田 良一	○	7	中島 徳雄	○	12	相良 安夫	○
3	福田 義晴	○	8	西山 哲	欠	13	田代 三義	○
4	松尾 梨香	○	9	吉村 幸夫	○	14	山口 光壽	欠
5	江向 信夫	○	10	前田 節朗	○			

議事録署名者 2番 池田 良一

11番 岸本 熊一

5. 事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	野中 信守	農地係	松林 豊
農地係	江口 裕典		

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案 第43号	農地法第5条の申請について	(4件)
議案 第44号	農地法第3条の申請について	(5件)
議案 第45号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について (利用権設定 通年 8件) (農地中間管理事業 2件)	
議案 第46号	農用地利用配分計画について	(2件)

8. 報告事項

報告 第13号	農地法第18条第6項通知の受理について	(1件)
---------	---------------------	-------

9. 連絡事項

なし

事務局	<p>3 ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇〇〇地区です。 譲受人が、太陽光発電施設を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)の力の (ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。 許可基準は、第2の1の(1)の力の(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、29番になります。 図面は、案内図が4ページ、字図が5ページ、土地利用計画図が6ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇〇〇〇地区です。 譲受人が、転回場及び駐車場を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)の力の (ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。 許可基準は、第2の1の(1)の力の(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。 なお、許可を得ずに転用を行っていたことに対し、始末書が添付されています。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、30番になります。 図面は、案内図が7ページ、字図が8ページ、土地利用計画図が9ページになります。</p>
-----	---

事務局	<p>申請地は、〇〇〇〇〇〇地区です。</p> <p>譲受人が、修理車両の保管及び従業員駐車場を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)の力の(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準は、第2の1の(1)の力の(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>なお、許可を得ずに転用を行っていたことに対し、始末書が添付されています。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、31番になります。</p> <p>図面は案内図が10ページ、字図が11ページ、土地利用計画図が12ページ、平面図が13ページ、立面図が14ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇〇〇地区です。</p> <p>譲受人が、一般住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)の力の(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準は、第2の1の(1)の力の(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第43号 農地法第5条の申請については、以上4件です。</p>
議長	<p>それでは、28番の担当委員から説明をお願いします。</p>

○番委員	<p>ここ最近は耕作をされず、維持管理の草刈りは行っておられる農地で太陽光発電施設を設置したいとの申請です。表面はそのままため雨水は地下浸透いたします。周辺の農地には問題ないと思います。区長、生産組合長の印もありました。私も確認して印を押しています。ご審議お願い致します。</p>
議長	<p>28番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、続きまして、29番について担当委員から説明をお願いします。</p>
○番委員	<p>事務局の説明でもありましたが、既にバラスを敷いて車の転回場と駐車場して利用をされています。そのため始末書をつけられています。周りは住宅ですので周辺の農地には問題ないと思います。また、雨水も地下浸透と道路側溝に流れております。区長、生産組合長の印鑑もあり、私も問題はないと思い押印しています。ご審議お願い致します。</p>
議長	<p>29番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、続きまして、30番について担当委員から説明をお願いします。</p>
○番委員	<p>この農地を転用申請する前から仕事用駐車場と職員駐車場として借りられていたそうです。私も現地を確認いたしました。雨水については地下浸透と隣接の素掘りの水路に流されます。周辺の農地には支障が出ることはないと思います。許可なく転用していたため始末書を添付されております。区長、生産組合長の印鑑もございましたし、隣接の方々の同意もありました。私も押印しています。ご審議お願い致します。</p>
議長	<p>30番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし></p>

議長	特に無いようですので、続きまして、31番について担当委員から説明をお願いします。
○番委員	譲渡人と譲受人は親子で譲受人である子供さんが家を建てたいと相談に来られました。生活排水は合併浄化槽を設置され道路側溝へ流されます。雨水は地下浸透と道路側溝へ流されます。周辺の農地には影響を与えることはないと思ひ印鑑を押しています。区長、生産組合長の印もありました。ご審議お願い致します。
議長	<p>31番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第43号 農地法第5条の申請4件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第44号 農地法第3条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第44号 農地法第3条についてご説明します。</p> <p>議案は2ページになります。</p> <p>申請事由や経営状況等を掲げております。</p> <p>全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>議案第44号 農地法第3条の申請については、以上5件です。</p>
議長	<p>それでは、事務局より説明がありましたが、議案第44号 農地法第3条の申請についての審議していただき、御意見、御質問がありましたら、挙手をお願いします。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第44号 農地法第3条については許可とします。</p>

議長	<p>続きまして、議案第45号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について、利用権設定の通年についての説明を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>議案第45号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定の通年について、御説明します。</p> <p>議案は3ページに明細書を掲げておりますのでそちらを御覧ください。</p> <p>今回は借受人が7名、貸付人が8名で、面積は、田が39,113㎡、畑が12,237㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。</p> <p>申出書を4～12ページに掲げております。</p> <p>議案第45号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定の通年については、以上8件です。</p>
議長	<p>議案第45号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定の通年8件について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>〈なし〉</p> <p>無いようですので議案第45号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定の通年8件については申出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第45号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の農地中間管理事業について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第45号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の農地中間管理事業について、ご説明いたします。</p> <p>議案は13ページです。</p> <p>農用地利用集積計画書を14ページに掲げております。</p>

事務局	<p>農業公社への利用権の貸付となっております。面積は田が 3,543 m²、貸付人は 1 名となっております。期間については、3 年となっております。</p> <p>議案第 4 5 号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の農地中間管理事業については、以上 2 件です。</p>
議長	<p>議案第 4 5 号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の農地中間管理事業について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので議案第 4 5 号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の農地中間管理事業については申出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第 4 6 号 農地利用配分計画について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 4 6 号 農用地利用配分計画についてご説明いたします。議案は 1 5 ページになります。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 2 項の規定による農地利用配分計画の作成について、同法第 1 9 条第 3 項の規定により、伊万里市長から意見を求められましたので、この議案を提出します。先ほど農業公社へ利用権設定を行ったものを、借受者 2 名が借受けることとなっております。詳細は 1 6 ページに載せております。</p> <p>議案第 4 6 号 農用地利用配分計画については、以上 2 件です。</p>
議長	<p>議案第 4 6 号 農用地利用配分計画について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p>

議長	<p>無いようですので、議案第46号 農用地利用配分計画については承認いたします。</p> <p>議案についての審議は以上になりますので、続きまして報告事項に移ります。</p> <p>報告第13号 農地法第18条第6項通知の受理について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第13号 農地法第18条第6項通知の受理について御説明します。</p> <p>議案は17ページを御覧ください。</p> <p>26番につきましては、貸人の都合により合意解約をされます。解約後、別の方が借受けることとなっており、議案第45号に上程しております。</p> <p>報告第13号については以上です。</p>
議長	<p>報告第13号について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、これで報告事項を終了します。</p>
	<p><<<議事終了>>></p>